

飼養衛生管理基準が強化されました

飼養衛生管理基準（以下、基準）とは、家畜所有者の皆さんが家畜伝染病の発生を予防するために守っていただきたい事項を取りまとめたものです。家畜伝染病予防法では牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、イノシシ、鶏、その他家きんを飼っているすべての方が基準を守り日ごろの衛生管理に取り組んでいただくよう決められています。

本年法律が改正・強化され、豚・イノシシは7月1日、その他の畜種は10月1日に施行されましたのでその概要をお知らせします（一部の準備が必要な取組みは、猶予期間が設定されています）。

今回の改正では、次のⅠ～Ⅳに分類し、感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに詳しい基準が決められました。

新基準のポイントは次のとおりです。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体侵入防止
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体の汚染拡大防止
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

【 】：上記項目を示します。

飼養衛生管理者制度の新設【Ⅰ】

農場の飼養衛生管理の責務を担う「飼養衛生管理者」を選任する制度ができました。飼養衛生管理者は農場に出入りする人や車のチェック、国・県などが出す衛生情報を受け取り衛生対策に反映、従業員への周知・教育などを行います。

飼養衛生管理マニュアルの作成【Ⅰ】

農場ごとに飼養衛生管理マニュアルを作成し、従業員全員が確実に実行することが定められました。マニュアルは家畜保健衛生所などのアドバイスを受けて作成していきます。



飼養衛生管理区域(管理区域)の設定【Ⅰ】

管理区域の考え方が整理され、より厳格に運用されるようになりました。管理区域は、病原体侵入およびまん延防止を重点的に行う「病原体が少ない清浄区域」として農場ごとに設定したものです。管理区域の出入口は最小限とし、部外者が立ち入らないよう看板等で明示し、柵・扉・ロープ等や消石灰帯で管理区域の境界をはっきり分かるよう区分してください。

記録の作成および保管【Ⅰ】

管理区域に入った従業員以外の人の氏名、住所、所属、立入年月日、目的、消毒の有無、海外渡航歴を記録してください。また、従業員の海外渡航、家畜の導入・出荷・移動、飼養頭数と月齢、異常の有無、治療・投薬を記録してください。上記記録は少なくとも1年間保管するようお願いします。

愛玩動物の飼育禁止【Ⅰ】

愛玩動物の体に付いて病原体が広がることを防ぐため、観光牧場の展示動物や牧羊犬など区域を限って飼養する場合を除き、愛玩動物を飼養しないようにしましょう。

愛玩動物はご自宅など区域外で
飼いましょう
(観光牧場の展示動物や牧羊犬は
区域を制限して飼養)



立入制限、人・車・物品消毒【Ⅱ、Ⅳ】

管理区域に出入りする人の数は必要最小限とします。境界付近に消毒設備を設置し、すべての人に出入りの際に手指洗浄・消毒（または専用の手袋の着用）をしてもらいましょう。区域内では従業員、来場者ともに農場専用の衣服と靴（防疫服やブーツカバーでも可）を着用します。

衛生管理区域に出入りする車両は必ず区域の境界で消毒してください。

人・車両の消毒は入るとき・出るとき両方行ってください。

他の農場で使った物品をやむをえず持ち込むときは十分に消毒してください。

衛生管理区域内での対策【Ⅲ】

管理区域内は病原体が少ない清浄地域ですが、鳥や野生動物などを介し病原体が侵入の危険性をなくすことは大変難しいです。畜舎に入るときも手指の洗浄・消毒をしましょう。ネズミなど野生動物の隠れ場所をなくすため草刈りや整理整頓、敷地・畜舎の清掃、消毒を定期的に行いましょう。

日々の衛生管理は家畜防疫の基本です。大切な家畜を守るため遵守をお願いします。

(三松)

